

公益財団法人鹿児島県環境保全協会
令和４年度事業計画

1 法定検査事業（公益目的事業１）

(1) 法定検査事業

1) 法定検査の推進

- ① 令和４年度の検査計画基数は、７条検査を5,000基、11条検査を151,000基とし、受検率を５４％程度に設定する。
- ② 法定検査の結果、不具合が認められる浄化槽（保守点検業者等に情報提供を行う対応レベル０）については、保守点検業者等に適切な改善策を提案し、早期改善を図るとともに、引き続き調査研究を行い改善率の向上に努める。
- ③ 検査結果の判断基準の統一や精度管理の徹底により、法定検査の信頼性の向上を図る。
- ④ 退職者補充のため、検査員１名を採用する。

2) 検査員等の技術力向上

検査員及び採水員の技術力の向上を図るため、研修会を実施するとともに、各種講習会等に参加させる。

3) 法定検査の啓発

- ① 効率化検査制度については、新たなリーフレットを作成し浄化槽管理者に分かりやすい説明を行うとともに、ホームページにも掲載し、啓発を図る。
- ② 法定検査の必要性や浄化槽の公共的機能については、市町村広報誌や回覧板、リーフレット等により啓発を行うとともに、保守点検業者等と連携し維持管理の重要性等について啓発を図る。

4) 不適正浄化槽の改善及び検査拒否者対策の推進

- ① 検査の結果「不適正」とされた浄化槽の原因究明や「所見」の明確化等に努め、迅速かつ適切に改善されるよう保守点検業者や清掃業者との連携を図る。
- ② 鹿児島県浄化槽指導監督要領に基づき、県や市町村に対して不適正浄化槽の原因や受検拒否の状況について具体的な報告を行い、特定既存単独処理浄化槽の除却など不適正浄化槽の改善や継続した受検拒否者対策に取り組む。

5) 浄化槽台帳の整備

- ① 浄化槽台帳については、引き続き保守点検業者及び行政と連携して整備を進める。
- ② 浄化槽台帳の精度を向上させるため、担当職員を増員し既存浄化槽について保守点検業者の台帳との突合を年度内に完了させる。

6) 浄化槽情報共有システム等の整備

- ① 保守点検業者及び行政からの要望に応じて改修を行い、操作性の向上と機能の充実を図る。
- ② システム担当部署を再編し、担当職員を増員して既存システムの改修を行い、将来を見据えたデータベースの再構築を図る。
- ③ システム維持に係るコスト軽減や災害時対応等を踏まえ、クラウドサーバーの利用について検討する。
- ④ 令和4年4月に施行される改正個人情報保護法を踏まえ、ランサムウェアの感染防止対策などセキュリティ対策の強化を図る。

7) 未収金回収の徹底

- ① 未収金については、検査3か月と検査6か月後に再請求と入金 の催促を実施し、必要に応じて訪問集金を行うとともに、検査実施から4年経過する未収金については、弁護士事務所に委任して回収に努める。
- ② 検査手数料については、検査時間の短縮や浄化槽管理者の手間を省くため、引き続き口座振替の勧奨を行う。

8) 将来計画の検討

効率化検査の第2期（令和6年度から9年度）の検査体制などについて、業務運営の健全化を考慮した将来計画を検討する。

(2) 生活排水調査等の推進

法定検査などにより蓄積したデータを生かし、市町村等からの水質調査等の依頼に対応する。

2 浄化槽普及啓発・適正化推進事業（公益目的事業2）

(1) 浄化槽の普及啓発

1) 浄化槽の普及促進及び啓発

- ① 鹿児島県浄化槽推進市町村協議会と連携して、浄化槽の新規設置者に浄化槽の適正な使用方法や保守点検・清掃、法定検査の重要性等を記載した「浄化槽のしおり」や保存ファイルを配布し、浄化槽管理者の浄化槽に対する理解の促進を図る。
- ② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、県、市町村及び管理業会員と連携して、リーフレットを作成・配布し、国等の施策や市町村の補助事業の周知を図る。
- ③ 行政と協力して県内各地のイベント等に浄化槽コーナーを出展し、生活排水処理の重要性や合併処理浄化槽の役割、維持管理の必要性等について理解の促進を図る。

- ④ 小中学校等において、水環境の保全や生活排水対策の必要性、浄化槽の役割等についての環境学習出前講座を実施し、未来を担う子どもたちの環境意識の醸成に寄与するとともに、地域における浄化槽の認知度向上を図る。
- ⑤ 市町村と連携し、浄化槽設置予定者等に対する浄化槽講習会の開催を検討する。

2) 浄化槽に関する情報の収集、提供

- ① 県内の生活排水対策の現状や浄化槽整備に係る補助事業等の情報をまとめた冊子「かごしまの生活排水対策（令和4年度版）」を発行し、県、市町村及び浄化槽関係業者に浄化槽整備に関する情報を提供する。
- ② 鹿児島県浄化槽推進市町村協議会とともに、会報誌「浄化槽かごしま」を定期的に発行し、県、市町村及び浄化槽関係業者等に浄化槽に関する最新の情報を提供する。
- ③ ホームページを随時更新し、浄化槽の各種手続きや正しい使い方等の情報を県民及び浄化槽関係業者等に提供する。

(2) 浄化槽の適正化推進

1) 浄化槽に関する講習会、研修会等の開催

- ① 浄化槽設備士及び浄化槽管理士等を対象とした技術研修会を支部と協力して開催し、関係業者の技術力の向上を図る。
- ② 浄化槽設備士試験の受験予定者を対象とした浄化槽設備士試験準備講習会を開催し、浄化槽設備士の養成に努め、浄化槽工事の適正化推進を図る。
- ③ 浄化槽管理士を対象とした浄化槽維持管理技術研修会を開催するとともに、保守点検業者の研修会に職員を派遣し、最新の浄化槽の維持管理技術や水質改善手法等についての知識や技術の共有を図り、浄化槽維持管理の適正化の推進を図る。
- ④ 浄化槽法及び浄化槽保守点検業者登録条例により、保守点検業者に所属する浄化槽管理士に受講が義務付けられた浄化槽管理士研修会を県及び関係団体と連携して開催し、新たな知識や技術の習得など浄化槽管理士の資質の向上を図る。
- ⑤ 浄化槽管理士資格取得講習会を開催し、浄化槽管理士の養成に努め、浄化槽維持管理の適正化の推進を図る。

2) 浄化槽に関する調査研究、相談及び助言

- ① 浄化槽関係業者、市町村等行政及び県民からの浄化槽に関する質問や技術的相談に対応し、浄化槽の普及及び適正化の推進を図る。
- ② 浄化槽を取り巻く課題について調査研究し、関係機関等と協議しながら、浄化槽の普及及び適正化に向けた取り組みを推進する。

3) 浄化槽関係業者の指導育成

浄化槽に関する県民等からの問い合わせや苦情に対応し、必要に応じて浄化槽関係業者を指導し育成を図る。

4) 関係行政機関及び関係団体との連携

- ① 鹿児島県浄化槽推進市町村協議会と連携して、県及び県選出国會議員に浄化槽関連予算の確保や浄化槽の維持管理の助成等の要望を行う。
- ② 支部と連携して、市町村に合併処理浄化槽への転換促進や浄化槽の維持管理の助成等の要望を行う。
- ③ 鹿児島県浄化槽推進市町村協議会の事務局を担当し、市町村における浄化槽の整備推進や適正化に関する協議を行うとともに、浄化槽担当者研修会を開催し、浄化槽による生活排水対策の推進を支援する。
- ④ 国及び県が浄化槽事業の最も望ましい事業として推進している「公共浄化槽等整備推進事業」について、事業を実施している市町村を支援するとともに、県と連携して事業導入を市町村に働きかける。
- ⑤ 環境省の「浄化槽システムの脱炭素化推進事業」について、補助制度や事業の効果等について浄化槽設置者への周知や申請手続きの支援を行い、事業の推進を図る。

5) その他の事業

県との災害時支援協定に基づき、本県における大規模災害発生時に浄化槽の点検・復旧等に関する支援を行う。

3 浄化槽機能保証事業（公益目的事業3）

浄化槽に機能異常が発生した場合に、設置者保護の観点から必要に応じた措置を確保するため、一般社団法人全国浄化槽団体連合会で制度化されている「浄化槽機能保証制度」を推進し、浄化槽に対する県民の信頼と安心・安全の確保を図る。